

改正建築基準法の円滑施行に関する申し入れ

耐震偽装の再発防止策のための改正建築基準法の施行に伴い、建築確認審査が停滞し着工件数が急減している。特定行政庁や指定確認検査機関によつては審査が過剰に厳格化され、審査手控えや審査の長期化などの混乱が起きていると見られる。そもそも今回の法改正は、重大かつ悪質な強度の偽装を防ぐ目的でなされたものであり、善意の大半の建築主に対し過大な審査負担を課することを意図したものではない。政府において、建築業界や確認検査機関等に対する制度改革の目的及び主旨の早急な周知徹底を図るとともに、確認検査手続きの停滞や着工遅延などの事態が広がることのないよう、円滑施行に向け以下の施策を講じることを申し入れる。

- 一、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、「手続きの円滑化」の徹底と対応の統一が図られるよう、都道府県等と連携し確認審査側の関係団体に対する説明会をきめ細かく実施すること。
- 一、設計・施工の関係者からの相談にきめ細かく対応するため、各都道府県に相談窓口を設置すること。
- 一、審査の円滑な手続きが継続的に維持できるよう、特定行政庁等での事前相談は、期間限定ではなく恒久的な実施体制とすること。
- 一、建築確認審査に関する不当あるいは納得がいかない対応を受けた申請者が国に苦情を直接訴えられるシステムを構築すること。
- 一、申請図書の不整合の修正と差し替え、認定書の写しの添付、申請料の二重徴収、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲、工事中の計画変更の取扱い、既存不適格建築物の増改築の取扱い等について、制度や運用の改善を検討すること。
- 一、改正建築基準法の内容や運用等に習熟したアドバイザーを、関係団体からの要請に基づき、各地で開催される研修会等へ派遣すること。
- 一、構造計算の適合性判定機関の工学的判断等を支援するため、「判定支援ネットワーク」を整備すること。
- 一、新たな大臣認定プログラムが速やかに供給されるよう取り組むこと。

公明党国土交通部会

部会長 高木 陽介

平成十九年十月三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三殿